

三峰フライトエリアは、地元の地権者の方々のご協力により成り立っているエリアです。航空法・エアールールを守り、各フライヤーの自己責任において安全にフライトしてください。

(フライト資格)

- ・適切な第三者賠償責任保険に加入し、有効であること。傷害保険の加入もお勧めします。
- ・JPAパイロット証またはJHFパイロット技能証以上を所持していること。
- ・飲酒後、服薬後、妊娠中などの体調不良の際は、フライトは禁止とします。
- ・スクール生の方は、インストラクターの監督の下でフライトすること。
- ・タンデムフライトはグランボレの営業以外は、タンデム証をもつ方とパイロット以上の方の同乗のみとします。タンデム証取得のための練習中も同様にパイロットの方の同乗のみです。

(装備)

- ・すべての装備は JPA の基準に沿って、安全に整備されたものを使用すること。
- ・ハーネスには、脱落防止装置と適切なプロテクションを装備し、150 日以内にリパックされた緊急用パラシュートを装備していること。
- ・スクール生の方は、フロントコンテナは使用禁止とします。

(受付) ・グランボレ事務所にて、入山と下山の受付を必ずおこなってください。

(TO への移動) ・テイクオフへはグランボレのシャトルバスがでています。車に荷物を載せる際、グランボレチケット 1 枚 (¥350) をシャトルバスに出していただきます。

(フライト)

- ・テイクオフ前には、プレフライトチェック、スタートチェックを確実にを行い、ハーネスのベルト、無線機のチェックを必ず行うこと。無線機はデジタル簡易無線が必要です。
- ・テイクオフ周辺のサーマルでの旋回は偶数日右旋回、奇数日左旋回とする。
- ・エアースタッフの指示に従ってフライトすること。危険な空域、気象条件があればスタッフから口頭または無線でエアークローズを含めた情報を連絡する場合があります。

(アウトサイドランディング)

・クロスカントリーに関しては、エキスパート証または XC 証が必要になります。クロスカントリーの際は、必ず出発前にエリアに許可を得て、出発前と着陸後にスクールに連絡を行ってください。

- ・指定された場所以外へのランディングはアウトサイドランディングとします。罰則は以下の通り、
- ・ランディング周辺の田畑で被害あり・被害の実費を地主さんに支払う。
- ・田畑で被害なし、空き地など……………¥1,000 をグランボレに支払う。

アウトサイド報告書をグランボレ事務所にて記入し、提出してください。

- ・ツリーランディング、事故の際は、速やかにスクールに連絡し、原則として救助を待つこと。

(その他)

- ・エリア内は原則として禁煙です。喫煙は指定された場所をお願いします。ショップ内、周辺とテイクオフ近辺に喫煙エリアがあります。
- ・フライト技術や装備に危険が認められる場合は、フライトをお断りする場合があります。
- ・下記の行為を行った場合、エリアとエリア周辺への出入り、エリア主催のすべてのサービスやイベントへの参加をお断りする場合があります。

1. エリア管理者の承諾を得ない、会員への物品販売や勧誘。
2. エリア管理者の承諾を得ない、私的使用を逸脱したエリア名や社名、ロゴ等の使用。
3. その他エリアの運営の支障をきたすすべての行為。